○農林水産省国土交通省告示第一号

観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に関する法律（平成二十年法律第三十九号）第三条第四項の規定に基づき、観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に関する基本方針（平成二十年農林水産省国土交通省告示第三号）の一部を改正する告示を次のように定める。

平成三十年三月三十日

農林水産大臣　齋藤　健

国土交通大臣　石井　啓一

観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に関する基本方針の一部を改正する告示

観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に関する基本方針（平成二十年農林水産省国土交通省告示第三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
一　観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進の意義及び目標に関する事項 1　観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進の意義 観光立国の実現は、国民経済のあらゆる領域にわたってその発展に寄与するものであり、国民生活の安定向上や国際相互理解の増進にも資するものである。 このため、平成十九年一月に観光立国推進基本法（平成十八年法律第百十七号）が施行され、同年六月には同法に基づき観光立国推進基本計画が閣議決定された。 近年、我が国を来訪する外国人観光旅客数は、急速に増加している。平成二十九年には平成二十四年の八百三十六万人から三・五倍近くまで増加し、二千八百六十九万人に拡大した。また、これに伴い、平成二十九年の国内における外国人観光旅客の消費額は、平成二十四年の一兆八百四十六億円から約四倍の四兆四千百六十一億円となり、観光は、我が国の経済を支える産業へと成長しつつある。 平成二十八年三月には、平成三十二年に我が国を来訪する外国人観光旅客数を四千万人、国内における外国人観光旅客の消費額を八兆円とし、さらには平成四十二年にそれぞれを六千万人、十五兆円とすること等も踏まえた、その実現のための施策を、「明日の日本を支える観光ビジョン」としてとりまとめた。「明日の日本を支える観光ビジョン」は、観光は「地方創生」への切り札であり、ＧＤＰ六百兆円達成への成長戦略の柱であるとし、国を挙げて、「観光先進国」という新たな挑戦に踏み切る覚悟が必要であることを示した。 このように観光にはこれまで以上に大きな期待が寄せられているが、その一方で、我が国の観光をめぐる課題は多岐にわたる。今後、これまで以上に多くの我が国を来訪する外国人観光旅客を受け入れるに当たっては、更なる受入環境の構築が急務である。また、我が国を来訪する外国人観光旅客の訪問先は依然として東京・大阪等を巡るルートに集中しており、今後、インバウンド増加の効果を全国津々浦々に届けることが課題である。 さらに、個人旅行の増加等旅行形態の多様化、「爆買い」とも呼ばれる我が国を来訪する外国人観光旅客の消費行動に代表される「モノ消費」から日本ならではの文化や自然等を体験・体感する「コト消費」への消費スタイルのシフト等、旅行者のニーズは日々変化し続けている。加えて、ＩＴ化の進展、ソーシャルメディアの普及等により、観光に関する情報収集の形態に劇的な変化が見られる。 一方で、国内外から寄せられた復興に向けた支援の輪は、多くの観光交流を生み出すきっかけにもなった。観光は、被災を乗り越えた地域を支え、活力ある日本の再生に資する分野であり、平成二十四年七月に閣議決定された日本再生戦略においても、観光振興が力強い日本の再生を実現するための戦略の一つとして位置づけられている。	一　観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進の意義及び目標に関する事項 1　観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進の意義 観光立国の実現は、国民経済のあらゆる領域にわたってその発展に寄与するものであり、国民生活の安定向上や国際相互理解の増進にも資するものである。 このため、平成十九年一月に観光立国推進基本法（平成十八年法律第百十七号）が施行され、同年六月には同法に基づき観光立国推進基本計画が閣議決定された。 平成二十三年三月に発生し未曾有の被害をもたらした東日本大震災は、被災した観光地域に壊滅的な打撃を与え、さらに、国民の自粛ムードや訪日旅行への不安により国内外の観光旅客が減少し、全国の観光分野に深刻な影響を及ぼした。 一方で、国内外から寄せられた復興に向けた支援の輪は、多くの観光交流を生み